○内閣府令第五十七号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、官報及び法令全書に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

官報及び法令全書に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和二十四年総理府大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「内閣府令」の下に「、デジタル庁令」を加える。

附則第二項中「内閣府令」を「デジタル庁令」に改める。

附　則

この府令は、令和三年九月一日から施行する。

○内閣府令第五十八号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第四項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十条の規定に基づき、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（激甚災害が発生したときに準ずる場合に係る法令の規定）	（激甚災害が発生したときに準ずる場合に係る法令の規定）
第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十条のデジタル庁令で定める法令の規定は、次のとおりとする。	**第一条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十条の内閣府令で定める法令の規定は、次のとおりとする。
［一～五　略］	［一～五　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和三年九月一日から施行する。

○内閣府令第五十九号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（監督調査室等及び監督企画官等）	（監督調査室等及び監督企画官等）
第十条　総務課に、監督調査室、金融会社室、暗号資産モニタリング室、信用機構対応室及び金融サービス仲介業室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。	**第十条**　総務課に、監督調査室、国際監督室、金融会社室、暗号資産モニタリング室、信用機構対応室及び金融サービス仲介業室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。
2　監督調査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。	2　［同上］
一　監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。以下この条において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。	一　監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。第四項、第十五項及び第十六項において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。
［二～四　略］	［二～四　同上］
3　［略］	3　［同上］
［項を削る。］	4　国際監督室は、総務課の所掌事務のうち国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
4～15　［略］	5　国際監督室に、室長を置く。
16　国際監督調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。	6～17　［同上］
	18　国際監督調整官は、命を受けて、国際監督室の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。